

連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る吉富町との連携協約 の締結に関する協議について（議案第44号）

1 概要

北九州都市圏域は、6市11町からなる連携中枢都市圏を平成28年度に形成した（別紙1参照）。その際、吉富町は構成自治体とならなかった。

本圏域として、圏域市町と昔から繋がりの深い同町が加入することは有意義なものであることから、来年度、第2期北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン（以下「第2期ビジョン」）をスタートさせる機会に同町と連携協約締結を目指すもの。

2 経緯

今年度に入り、吉富町の周辺自治体から、第2期ビジョンをスタートさせる機会に、同町の北九州都市圏域への参画を期待する声があり、同町に意向を確認したところ、北九州都市圏域の構成自治体となる意向がある旨の回答を得たことから、連携協約締結に向けた協議を行うもの。

3 吉富町との連携協約締結に係る議案提出理由

吉富町が、北九州都市圏域に参画するためには、中枢都市である北九州市と地方自治法第252条の2第1項に定める「連携協約」を結ぶ必要があり、連携協約の締結の協議を行うに当たっては、同条第3項に定めるとおり、北九州市及び吉富町双方の議会の議決を経なければならない。そのため、吉富町との連携協約締結に係る議案を提出するもの。

4 スケジュール（予定）

令和3年2月下旬	本市と吉富町双方の議会に「連携協約の協議」議案を提出
令和3年3月下旬	第2期ビジョン（吉富町を含まない17市町版）を総務財政委員会に報告
令和3年3月下旬 ～4月上旬	本市及び吉富町の議会で議案議決後、第2期ビジョン改定版（吉富町を含む18市町版）を有識者会議である「北九州地域連携懇談会」に諮り意見聴取
令和3年4月下旬 ～5月	北九州都市圏域トップ会議の議事の前に 本市と吉富町で連携協約を締結 北九州都市圏域トップ会議後、第2期ビジョン改定版（吉富町を含む18市町版）を公表